

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 グリストラップの汚泥は誰の廃棄物？
2 鉄くずの値段が下がり廃棄物になったが？

今月号も、協会への相談事例を紹介します。
今回も、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(1 グリストラップの汚泥は誰の廃棄物になるのか？)

- Q. 当社は飲食店の厨房にあるグリストラップの清掃をやっている。グリストラップの汚泥は清掃して発生したのだから、汚泥は自社物として運搬し処分してよいか。
- A. 結論的には、グリストラップの汚泥は設置者の廃棄物となり、運ぶ場合は自社物としてではなく、産業廃棄物収集運搬の許可が必要になります。グリストラップの汚泥は、設置者が厨房を使用することにより発生させたものであり、溜まっていた汚泥を貴社が清掃により収集、まとめたものであります。清掃をすることにより発生したものではなく清掃する前から発生していたものになります。従いまして、清掃することにより発生したものという整理にはなりません。

(2 鉄くずの価格が下がり、廃棄物になってしまったら許可は必要か？)

- Q. 鉄の取引価格が下がり、売っていたものが売れなくなってしまいそうです。売れない、処分料を支払うことになったら、廃棄物処理法の許可は必要になるのか。契約書には許可証の写しの添付が義務付けられているがどうすればいいのか。マニフェストは必要になるのか。
- A. もっぱら物はそもそも廃棄物であることを前提にしており、売れる売れないで整理されているものではありません。従いまして、売れなくなっても許可は不要です。また、契約書を作成する場合に義務付けされている許可証の写しは不要になります。最後に、廃棄物として他人に処理を委託するわけですから、マニフェストは必要になります。きちんと再利用されていることを確認することも大切になりますので、御留意ください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。